

米軍の構成員、軍属、家族の出入国に関する事項（改正）

1 人の検疫に関して、「米軍の構成員、軍属、家族の出入国に関する事項」の第10項が昭和36年8月の日米合同委員会において次のように改正された。

地位協定第5条及び第9条の規定の実施に関し次により実施する。

(1) 合衆国軍に提供している施設又は水域に入る合衆国軍の船舶又は航空機の検疫についてはあらかじめ任命された合衆国軍の検疫官が当該船舶又は航空機を介して検疫感染症が日本へ導入されるおそれがないか又はほとんどないと認めたときは、あらかじめその地区を管轄する検疫所長が署名し、委託した検疫済証又は仮検疫済証に所要の事項を記入の上、交付している。

なお、検疫感染症が存在する場合は、その地区を管轄する検疫所長と協議の上所要の措置を取ることとしている。

(2) 合衆国軍に提供していない港又は飛行場に入る合衆国軍の船舶又は航空機の検疫については全て日本側において検疫を実施している。

2 動物検疫に関して、米軍の構成員、軍属、家族の出入国に関する事項の第11項が昭和36年11月の日米合同委員会において次のように改正された。

動物検疫の目的は、日本に家畜の疾病の侵入とまん延を防止することにある。

(1) 公用のため合衆国軍隊によって合衆国から日本に輸入される動物及び畜産物は、米国政府の獣医官によって検査を受けかつ証明されたものに限り日本に輸入後検疫される。

(2) 公用のため合衆国軍隊によって合衆国以外の地域から日本に輸入された動物及び畜産物は、輸入後検疫される。

(3) 前2項の検疫の結果については、動物検疫所長に報告すること。

(4) 米国軍隊の構成員、軍属、家族が私用のために輸入した動物及び畜産物は、日本の法律の定めるところにより家畜防疫官が実施する。

(5) 特殊伝染病が発生した場合には、その防疫について日米双方で協議すること。

(6) 米国軍隊の正規医務職員は、公用のため病原、治療上の研究用の材料を輸入することができる。

(7) 輸出の場合は、輸入に準じて行なうこと。